

湖北省滞在歴三日本国の利益を害する意思あり?

- 新型コロナウイルスを巡る政府の主な措置
- 1月28日 ウイルスによる肺炎を「指定感染症」と「検疫感染症」に指定する閣議決定
- 31日 安倍晋三首相が「前例にとらわれない」と指示
- 2月12日 森雅子法相が中国・湖北省滞在歴のある外国人の入国拒否を表明
- 2月13日 中国・浙江省に滞在歴のある外国人も入国拒否対象に。首相は閣議了解がなくとも入国拒否の地域などを決定する方針を表明
- 13日 症状のない無症状病原体保有者も発症者と同様に政令改正を決定

「焦点」

「この条で入国を拒否するのは難しいのでは」「いやできるはずだ。政府が1月31日、中国湖北省に滞在歴のある外国人の入国拒否に踏み切ることを発表する直前、少数の首相官邸幹

部が入管法の運用を巡って激しい議論を繰り広げた。真意が分かれたのは、どのような外国人であれば入国を拒否できるかを定めた入管法9条1項の解釈だ。同項1号は、法相が「日本国の利益または公安を害する行為を行う恐れがある」と認めた外国人の入国を拒めると定めている。出席した政府関係者の一人は、湖北省に滞在歴のある

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、政府が既存の法律を「高度な政治判断」によって柔軟に解釈し外国人の入国を制限したり、感染が疑われる人への強制的な措置を可能にしたりするケースが相次いでいる。国民に広がる不安を背景に迅速な対策を迫られた政府の苦肉の策といえ、野党から強い反発は出ていない。ただ、自民党内では「本来であれば法改正が必要だ」との声がくすぶる。緊急対応のための「ギリギリの解釈」（政府関係者）を重ねた政府だが、今後の法整備も課題となる。

【青木純、竹地広憲】

入国拒否 苦肉の拡大解釈

新型肺炎 政府、慎重論押し切る



新型コロナウイルス感染症対策本部の会議で閣議了解がなくても入国拒否の地域などを決定する方針を明らかにする安倍晋三首相（左から2人目）。首相官邸で12日、川田雅博撮影

人は14号の規定に合致しておらず入国を拒否することは可能だと主張した。だが、同号はもともと日本で行方不明などを行う恐れのある外国人の入国阻止を想定している。政府が明らかにした過去の適用例は、1961年に共産党大会に出席しようとした外国人を拒否したケースだけ。そもそも不特定多数の人の入国拒否に用いたことはな

かった。このため、政府内では当初、今回の入管法適用について「何かをしようという意思がなければ行儀」とは言えない。ウイルスに感染していない人、または自分が感染していることを知らない人に「日本国の利益を害する」と意図があると認定するのは難しい」（政府関係者）との慎重論も強かった。しかし、首相官邸からの問い合わせを受けた近藤正

着内閣法制局長官は「入国拒否は可能」と回答。内閣法制局の「お墨付き」を得た森雅子法相は31日の衆院予算委員会で「高度な政治判断だが」と断りつつ、同項14号に基づき湖北省滞在歴のある外国人の入国を拒否すると表明した。

2月12日の政府対策本部会合では、運用をさらに拡大した。政府は中国・浙江省に滞在歴のある外国人を入国拒否の対象に加えることを決定。安倍晋三首相はウイルスがまん延している中国の地域から訪問する外国人と感染症発生への恐れを示した。

ある航空船に乗船した外国人について「当該地域や旅客船を対策本部に報告の上公表することにより今後閣議了解を経ずに入国拒否の措置を講じる」と宣言。閣議に諮ることなく入国拒否措置を可能とする方針を示した。

感染症指定でも政令駆使

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、国会での議決が必要のない政令で対応する場面も目立った。

1月28日の閣議では、ウイルスによる肺炎を感染症法上の「指定感染症」と検疫法上の「検疫感染症」に指定する政令を決定。重症急性呼吸器症候群（SARS）などが含まれる「2類感染症」相当の扱いとなり、患者に対し都道府県知事が入院を勧告し、従わない場合には強制的に入院させることができるようになった。

2月13日の閣議では、発熱などの症状がない無症状病原体保有者も発症者と同様に扱えるようにするための政令改正を行った。こうした対応は、対象者の人権制限につながるうえ、差別や偏見を助長する恐れもあり、本来、エボラ出血熱やペストのように最も危険性の高い「1類感染症」に限られている。法改正を経て「1類感染症と同様の対応を可能としたことについて、官邸幹部は「異例ではあるが、適切な措置を講じられるようにしなければいけない」と説明。自民党内からは「緊急事態だからこそできることだ」との声も漏れた。

「緊急事態」野党の反発なし

政府の対応に対し、野党からは目立った反発はない。国民民主党の玉木雄一郎代表は14日の記者会見で、入国拒否の対象地域を中国全土に広げるべきだと主張。「緊急事態」ということで（入国を）拒否すべきだ」と訴えた。首相官邸からは「野党が『もっとやれ』と言っていることで、さまざま対応がしやすくなっている」と安堵の声も漏れる。

首相は1月31日の政府対策本部会合で「前例にとられることなく先手先手の対応を進めてほしい」と指示した。首相側近は「首相の指示は重い。前例にとられずに対策を講じていくという認識が共有されている」と胸を張る。

ただ、「緊急事態」を理由に政府の裁量を広く認めれば、恣意的な法解釈が常態化し、人権の制限に歯止めが利かなくなる恐れもある。首相は「現行の法令を駆使して対策を徹底している」と強調するものの、自民党の田村憲久元厚生労働相は14日の記者会見で、政令改正による対応の強化について「ギリギリの対応だ。法的安定性を考えれば法改正が必要かもしれない」と指摘した。